

別表 水質検査結果

検査項目	法令による水質基準	2月の水質検査結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出されないこと	無
塩化物イオン	200mg/l以下	8.5mg/l
有機物	5mg/l以下	0.4mg/l
pH値	5.8~8.6	7.0
味	異常の有無	無
臭	異常の有無	無
色度	5度以下	1度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

(※検査結果の数値は全て水質基準に適合しています。)

水道事業から
お知らせ

水道水検査結果について

2月に実施した町の水道水の水質検査結果は、別表のとおりです。

不審な水道料金の

請求に注意!

最近、特定の人の氏名を名指ししての水道料金に関する問い合わせが数件ありました。

悪意のある者が、水道事業班の職員になりすまし、水道料金を請求することなどが、心配されます。

水道事業班では、本人であることが確認できない問い合わせに対しては、水道料金などを教えることはしませんが、町民の皆様も、水道事業班の職員と確認できない者からの水道料金の請求などにご注意ください。

問い合わせ
地域整備課 ☎ 72 6936

平成19年の
歌会始について

平成19年の歌会始におけるお題及び詠進歌の発表が発表されました。

詳しくは
宮内庁ホームページ
<http://www.kunaicho.go.jp/12/d12-08/html>
を参照ください。

年金Q&A

Q 会社を退職後、2カ月後に再就職する予定です。それまでの間、国民年金に加入するのですか？

A 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、厚生年金や共済組合に加入している方を除いてすべて国民年金に加入することとなります。

あなたの場合、再就職して再び厚生年金に加入する予定とのことですが、その間の2カ月間は厚生年金に加入していない期間ですので、第1号被保険者として国民年金に加入していただくこととなります。

Q 国民年金加入の届書が送られてきたのですが、なぜでしょうか？

A 平成9年1月より基礎年金番号制度を導入することにより公的年金制度への加入の状況がわかるようになりました。このため、あなたやあなたの配偶者が転職したことや退職したことに伴って国民年金の種別変更などの届出

が必要となっていないながら、届出がまだ出されていないと思われる方には、勧奨通知によりお知らせを行っているためです。

なお、届出がされませんと、年金を受けとるための期間が足りなくなると年金を受けとれなくなったり、受けとる年金額が少なくなったりします。

また、病気やケガにより障害となった場合などの保障も受けられなくなりますので、あなたの将来の年金受給権を確保するためにも届出を行ってください。

※加入・脱退の届出の手続きは、役場町民生活課で行ってください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
(☎024-932-3480)
町民生活課 (☎72-6933)